

- 「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領」 令和3年7月30日 内閣府・法務省・厚生労働省決定

## 規制改革の内容

### 特例措置前

日本の美容師養成施設で修学する外国人留学生が、美容師免許を取得したとしても、日本で美容師として就労するための在留資格がない

### 特例措置

一定の要件の下、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、美容師として就労するための在留資格を最大5年間認める

### 効果

日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド力向上を含むクールジャパンの推進、インバウンド需要への対応

## 規制改革の概要



日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得後、一定の要件の下で、美容師としての就労が可能になる



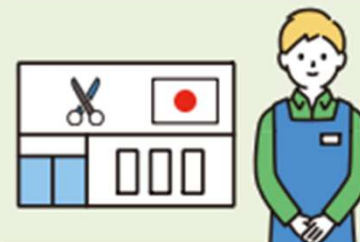
最大5年間の就労で  
日本式美容に関する  
知識と技能を修得



インバウンドの  
需要に対応



帰国



日本式美容に関する  
技術・文化を世界に発信



MADE IN JAPAN

日本の美容製品の輸出  
による産業競争力の強化